

## 後期高齢者医療制度について 特別徴収開始通知書の郵送と制度のしくみ

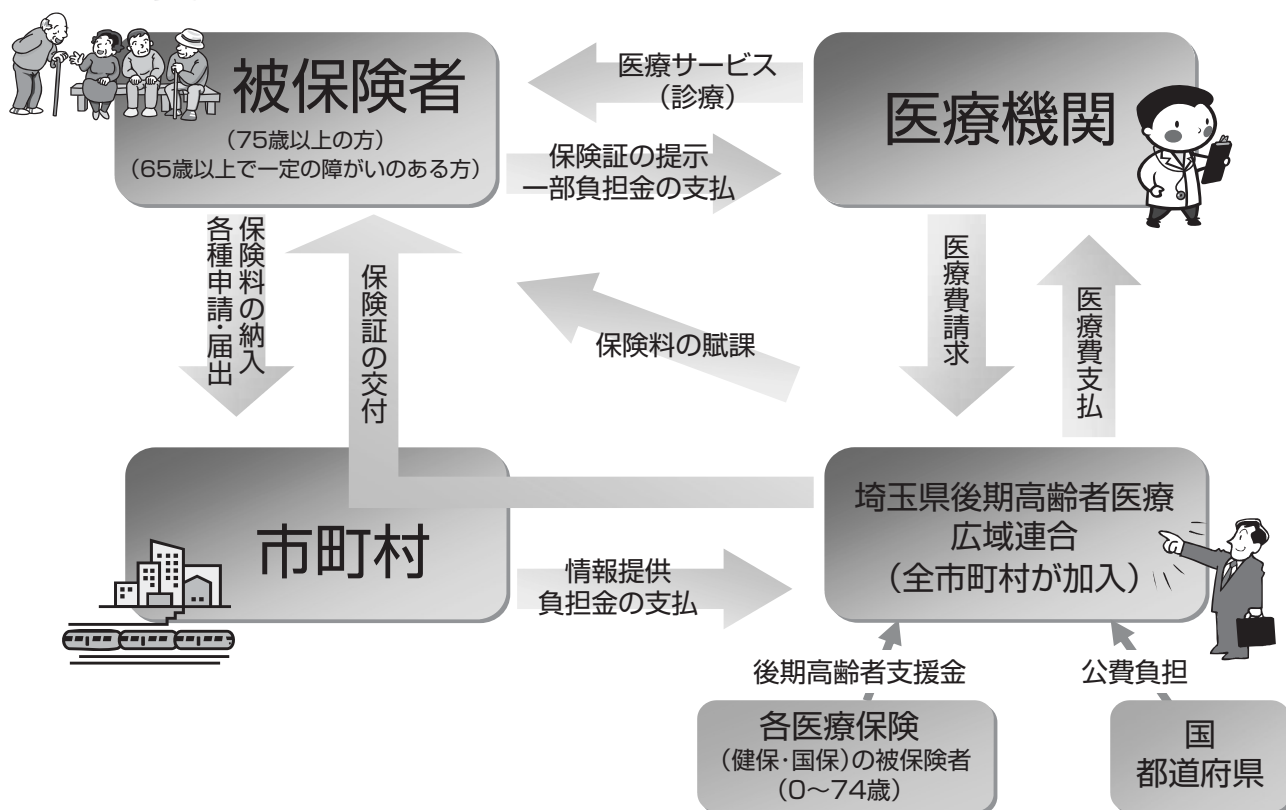
平成20年度から、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害があり障害認定を受けられた方は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

特別徴収(年金からの天引き)の方には、平成18年中の収入を元に算出した、後期高齢者医療の保険料特別徴収開始通知書(仮徴収)の第1期から第3期分(4月・6月・8月分)を4月中旬に送付します。

保険料の年額(平成19年中の収入を元に算出)が確定しましたら、第4期から第6期分(10月・12月・2月分)で差額を調整した特別徴収開始通知書を9月頃に送付する予定です。

なお、普通徴収の方は納期が7月からですので、4月は普通徴収のお知らせの通知を送付します。

### 制度のしくみ



## 重度心身障害者医療費受給者 (後期高齢者医療制度加入者)の受給者証が変わります

老人保健制度から後期高齢者医療制度への移行に伴い、後期高齢者医療制度に加入される方の重度心身障害者医療費の受給証明書を受給者証に変更します。

また、4月から後期高齢者医療制度に加入される方は、重度心身障害者医療費請求書の書式が変わります。

該当される方には3月下旬にお知らせ、受給者証及び新しい書式の請求書を送付しましたので、ご確認ください。